

死亡届に伴う関連の手続きについて

※告別式終了後、忘れずに該当する手続きを行ってください。

※手続きができる窓口は、**町民生活課、朝日公民館、明和公民館**の3か所です。

※**町に様式があるものは網掛け**

| No. | 対象者 (亡くなった方) | 手続きの内容 | 提出物 |
|-----|----------------------|---|--|
| 1 | 国保 後期高齢 | 被保険者証の返還 | <input type="checkbox"/> 国民健康被保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 |
| 2 | 国保 後期高齢 | 葬祭費の支給申請 | <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請書 <input type="checkbox"/> 申請者(喪主)の通帳 |
| 3 | 後期高齢 | 医療給付費の申請 | <input type="checkbox"/> 申立・誓約書 <input type="checkbox"/> 相続人の預金通帳 |
| 4 | 65歳以上 | 介護保険料の還付金等の 口座振替依頼 | <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 預金通帳・申請者の印鑑 ※認め印で良い |
| 5 | 障がい者認定 を受けている | 身体障がい者手帳の返還 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳交付申請(届)書 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者医療費受給者証 ※お持ちの方のみ |
| 6 | 介護保険の認定 を受けている | 介護保険被保険者証の返還 | <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 |
| 7 | 印鑑登録を している方 | 印鑑登録証の返還 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証(黒表紙の手帳) |
| 8 | 児童手当を受 けている方 | 児童手当受給者の変更 | * 受給者の消滅届等により受給者変更の手続きが必要になります。他にもひとり親家庭医療費助成事業など給付事業がありますので、児童福祉担当者(☎0241-84-7010)にご相談ください。 |
| 9 | 町営水道 集落排水 の使用者 | 名義変更又は使用中止の 手続き | <input type="checkbox"/> 水道・農業集落排水施設使用変更届 |
| | | * 排水使用者で井戸水、集落水道を使用している方 使用人数変更の手続きが必要です。 * 浄化槽を設置している家庭 管理者の変更届が必要です。 →町民生活課生活安全係(☎0241-82-5100)にご相談ください。 | |
| 10 | 固定資産税の 納税義務者 | 納税義務者の変更届 (固定資産税) | <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 |
| | | <p>※固定資産税は1月1日現在の所有者に課税しております。相続人の方が納税義務を承継しますので、納税通知書等を受領される代表者を指定していただくため、上記届出をお願い致します。詳しくは町民生活課町民税務係(☎0241-82-5110)にご相談ください。</p> <p>* 相続登記の手続きについて 本手続きは相続登記の手続きとは別になります。 管轄法務局(福島地方方法務局田島出張所☎0241-62-0249)へご相談ください。</p> <p>* 今年度中の納税について</p> <p>①本手続きによる相続人代表者名義での課税は翌年度以降になります。</p> <p>②今年度中の未納分がある場合は、送付済みの納付書で納付をお願いします。</p> <p>③紛失や口座振替等により納付書がない場合は町民税務係へ(☎0241-82-5110)。</p> <p>④翌年度以降、口座振替を希望される場合は、金融機関への手続きが必要です。</p> | |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 11 | 軽自動車税の納税義務者 | 廃車又は名義変更の届出 | ① 廃車手続き <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人)※認め印で良い ② 名義変更 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人及び新所有者)※認め印で良い |
| | | ※軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、農耕テラーなどを所有している方に課税されます。 ○町役場で手続きができるもの ①原動機付自転車(125cc以下) ②小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど) ※詳しくは町民生活課町民税務係(☎0241-82-5110)にご相談ください。 ○その他の軽自動車等の手続き ※役場で手続きができませんので、次のところへお問い合わせください。 | |
| | | ①軽二輪車 126～250 cc以下 | 東北運輸局福島運輸支局 ☎024-546-0345 |
| | | ②小型二輪車 251 cc以上 | |
| | | ③軽三輪車/軽四輪車 | 軽自動車検査協会福島事務所 ☎050-3816-1837 |
| 12 | 国民・厚生年金受給者 | 未支給年金請求の手続き | <input type="checkbox"/> 未支給年金・未支払給付金請求書 <input type="checkbox"/> (1)年金証書 ※紛失した場合は窓口でお伝えください <input type="checkbox"/> (2)請求者の預金通帳 <input type="checkbox"/> (3)戸籍謄本1通(450円) ※死亡者と請求者の身分関係が把握できるもの <input type="checkbox"/> (4)死亡者の住民票(除票)1通(350円) <input type="checkbox"/> (5)請求者の住民票謄本1通(350円) <input type="checkbox"/> (6)生計同一申立書 ※請求者と死亡者が同居していない場合 ※民生委員等、民法上の三親等内の親族以外による証明が必要 |
| | | ○未支給年金請求における注意事項等 ①請求者の優先順位 配偶者 > 子 > 父母 > 孫 > 祖父母 > 兄弟姉妹 > その他3親等内の親族 ②請求者がマイナンバーカード又は通知カードを所持 手続きの際にお持ちいただくと(4)(5)の書類を省略できます。 | |
| | 遺族年金・障害年金 加入期間がある | 以下のどちらかへ連絡の上、手続きについてご確認ください。 ○会津若松年金事務所 (☎0242-27-5321) ○年金ダイヤル (☎0570-05-1165) | |
| | 共済組合加入期間がある | それぞれの機関へ電話で手続きについてご確認ください。配偶者がいれば遺族厚生年金が発生する可能性があります。 | |
| | 年金の現役加入者 | 以下のどちらかへ連絡の上、手続きについてご確認ください。 ※年金を受給しないで死亡された場合、死亡一時金又は遺族年金が支給される場合があります。 ○会津若松年金事務所 (☎0242-27-5321) ○年金ダイヤル (☎0570-05-1165) | |
| 農業者年金受給者 | 以下に連絡の上、手続きについてご確認ください。 ○JA会津よつば只見支店 (☎0241-84-2211) | | |